

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十三号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(局の分課) 第五条 (略)		(局の分課) 第五条 (略)	
局名	課名	局名	課名
総務局	総務課、秘書課、人事課、デジタル基盤整備課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、広報課、統計課、研究開発課	総務局	総務課、秘書課、人事課、デジタル基盤整備課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、統計課、研究開発課
地域政策局	地域政策総務課、市町行財政課、地域力創造課、都市圏魅力づくり推進課、中山間地域振興課、スポーツ推進課、国際課	地域政策局	地域政策総務課、地域力創造課、都市圏魅力づくり推進課、中山間地域振興課、市町行財政課、スポーツ推進課、国際課
(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉局	健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、子ども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護政策課、医療機能強化推進課、医療介護基盤課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課	健康福祉局	健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、子ども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護政策課、医療介護基盤課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>2 前項に規定するもののほか、総務局にDX推進チーム、経営企画チーム及び施策形成支援チームを、地域政策局に広島サミット推進チームを、商工労働局にイノベーション推進チームを置く。</p>		<p>2 前項に規定するもののほか、総務局にデジタルトランスフォーメーション推進チーム、経営企画チーム及びブランド・コミュニケーション戦略チームを、地域政策局に広島サミット推進チームを、商工労働局にイノベーション推進チームを置く。</p>	
<p>(総務局各課の分掌事務) 第八条 (略) 総務課 一―十一 (略) 十二 広島県個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年広島県条例第三十三号)に関すること。 十三―十八 (略) 十九 総務事務所における非常勤の職員の</p>		<p>(総務局各課の分掌事務) 第八条 (略) 総務課 一―十一 (略) 十二 広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)に関すること。 十三―十八 (略) 十九 総務事務所における非常勤の職員の</p>	

任免に係る事務の集中処理に関すること。
(契約・調達管理課の所掌に属するものを除く。)

二十一 三十三 (略)
秘書課・人事課 (略)
DX推進チーム (略)

デジタル基盤整備課

- 一 基幹となる行政事務のシステム基盤及びシステム間の総合調整に関すること。
- 二 行政ネットワークに関すること。

三・四 (略)

五 市町情報化の支援に関すること。

六 地域情報化施策及び電子自治体の推進に関すること。

福利課 (略)
財政課

一 四 (略)
五 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に関すること。（広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）第五条第一項の規定により設置された病院事業局、広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）第四条の二第一項の規定により設置された上下水道部（以下「上下水道部」という。）及び広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）第五条第一項の規定により設置された商工労働局の所掌に属するものを除く。）

六 一十 (略)
財産管理課―経営企画チーム (略)
施策形成支援チーム

一 重要施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。（経営企画チームの所掌に属するものを除く。）

二 (略)

広報課

- 一 県政コミュニケーションの総括及び総合調整に関すること。
 - 二 県政知事懇談に関すること。
 - 三 報道機関との連絡に関すること。
- 統計課・研究開発課 (略)

任免に係る事務の集中処理に関すること。
(総務事務課の所掌に属するものを除く。)

二十一 三十三 (略)
秘書課・人事課 (略)

デジタルトランスフォーメーション推進チーム (略)
デジタル基盤整備課

一 情報化施策に関する技術的事項に関すること。

二・三 (略)
四 情報システムの評価及び改善に関すること。

五 行政ネットワークに関すること。

六 基幹となる行政事務のシステム基盤及びシステム間の総合調整に関すること。

福利課 (略)
財政課

一 四 (略)
五 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に関すること。（広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）第五条第一項の規定により設置された病院事業局、広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）第四条の二第一項の規定により設置された企業局（以下「企業局」という。）及び広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）第五条第一項の規定により設置された商工労働局の所掌に属するものを除く。）

六 一十 (略)
財産管理課―経営企画チーム (略)
ブランド・コミュニケーション戦略チーム

一 県政コミュニケーションの総括及び総合調整に関すること。

二 ブランド戦略及びコミュニケーション戦略に関すること。

三 県政知事懇談に関すること。

四 報道機関との連絡に関すること。

統計課・研究開発課 (略)

2 総務局に、第五条に規定する課のほか、審理監、デジタル県庁推進担当課長及び県庁情報システム担当課長を置く。

3 (略)

4 (略)

一三 (略)

5 県庁情報システム担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。

一 情報システム戦略に関すること。

二 情報システムのライフサイクルプロセスに関すること。

三 情報システム間の総合調整に関すること。
四 情報化施策に関する技術的事項に関すること。

第九条 (地域政策局各課の分掌事務)

地域政策総務課 (略)

市町行財政課

一 地域振興施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。(地域政策局中他課の所掌に属するものを除く。)

二 地域振興計画の策定に関する助言及び総合調整に関すること。(地域政策局中他課の所掌に属するものを除く。)

三 市長会、町村会その他の団体に関すること。

四 県と市町との連携強化に関する総合調整に関すること。

五 市町その他の地方公共団体の行財政運営に対する協力及び助言に関すること。

六 県と市町との間の行財政システムの改善に関する調査、検討及び推進に関すること。

七 市町の廃置分合及び境界変更に関すること。

八 新たに生じた土地の確認及び字名等の変更に関すること。

九 自治紛争の処理に関すること。

十 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)に関すること。

十一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に関すること。

十二 市町の土地開発公社に関すること。

十三 市町村職員共済組合の指導に関すること。

2 総務局に、第五条に規定する課のほか、審理監及びデジタル県庁推進担当課長を置く。

3 (略)

4 (略)

一 情報化施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。(デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)

二 四 (略)

五 地域情報化施策の推進に関すること。

六 電子自治体の推進に関すること。(デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)

七 市町情報化の支援に関すること。

第九条 (地域政策局各課の分掌事務)

地域政策総務課 (略)

地域政策総務課 (略)

- 十四 自衛官の募集に関すること。
- 十五 市町の地方交付税の算定等に関すること。(総務局税務課の所掌に属するものを除く。)
- 十六 市町その他の地方公共団体の起債及び広島県市町振興基金に関すること。(広島県市町振興基金については、資産の運用に関する事項を除く。)
- 十七 市町その他の地方公共団体の地方公営企業及び地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)に関すること。
- 十八 市町合併の推進に関する総合調整に関すること。
- 十九 市町合併の支援に関すること。
- 二十 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲に関する総合調整に関すること。
- 二十一 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲の支援に関すること。
- 二十二 広島県選挙管理委員会に関すること。
- 二十三 広島県自治紛争処理委員に関すること。

地域力創造課

定住及び交流の促進に関すること。

都市圏魅力づくり推進課・中山間地域振興課
(略)

- 地域力創造課
- 一 地域振興施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。(都市圏魅力づくり推進課及び中山間地域振興課の所掌に属するものを除く。)
 - 二 地域振興計画の策定に関する助言及び総合調整に関すること。(都市圏魅力づくり推進課及び中山間地域振興課の所掌に属するものを除く。)
 - 三 定住及び交流の促進に関すること。
 - 四 市長会、町村会その他の団体に関すること。
 - 五 県と市町との連携強化に関する総合調整に関すること。

都市圏魅力づくり推進課・中山間地域振興課
(略)

市町行財政課

- 一 市町その他の地方公共団体の行財政運営に対する協力及び助言に関すること。
- 二 県と市町との間の行財政システムの改善に関する調査、検討及び推進に関すること。
- 三 市町の廃置分合及び境界変更に関すること。
- 四 新たに生じた土地の確認及び字名等の変更に関すること。
- 五 自治紛争の処理に関すること。
- 六 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)に関すること。
- 七 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に関すること。

- 八 市町の土地開発公社に関すること。
九 市町村職員共済組合の指導に関すること。
十 自衛官の募集に関すること。
十一 市町の地方交付税の算定等に関すること。(総務局税務課の所掌に属するものを除く。)
十二 市町その他の地方公共団体の起債及び広島県市町振興基金に関すること。(広島県市町振興基金については、資産の運用に関する事項を除く。)
十三 市町その他の地方公共団体の地方公営企業及び地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)に関すること。
十四 市町合併の推進に関する総合調整に關すること。
十五 市町合併の支援に関すること。
十六 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲に関する総合調整に關すること。
十七 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲の支援に関すること。
十八 広島県選挙管理委員会に関すること。
十九 広島県自治紛争処理委員に関すること。
スポーツ推進課
一―五 (略)
六 パラスポーツの振興に関すること。(健康福祉局障害者支援課の所掌に属するものを除く。)
七―十 (略)
国際課・広島サミット推進チーム (略)
2・3 (略)

- (健康福祉局各課の分掌事務等)
第十一条 (略)
健康福祉総務課―疾病対策課 (略)
食品生活衛生課
一―十 (略)
十一 水道に関すること。(上下水道部の所掌に属するものを除く。)
十二―二十 (略)
薬務課・医療介護政策課 (略)
医療機能強化推進課
高度医療機能及び地域医療体制の確保に關すること。
医療介護基盤課―障害者支援課 (略)
2 健康福祉局に、第五条に規定する課のほか、新型コロナウイルス感染症対策担当課長を置く。
3 (略)
一・二 (略)
三 予防接種に關すること。

- 八 市町の土地開発公社に関すること。
九 市町村職員共済組合の指導に関すること。
十 自衛官の募集に関すること。
十一 市町の地方交付税の算定等に関すること。(総務局税務課の所掌に属するものを除く。)
十二 市町その他の地方公共団体の起債及び広島県市町振興基金に関すること。(広島県市町振興基金については、資産の運用に関する事項を除く。)
十三 市町その他の地方公共団体の地方公営企業及び地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)に関すること。
十四 市町合併の推進に関する総合調整に關すること。
十五 市町合併の支援に関すること。
十六 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲に関する総合調整に關すること。
十七 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲の支援に関すること。
十八 広島県選挙管理委員会に関すること。
十九 広島県自治紛争処理委員に関すること。
スポーツ推進課
一―五 (略)
六 障害者スポーツの振興に関すること。(健康福祉局障害者支援課の所掌に属するものを除く。)
七―十 (略)
国際課・広島サミット推進チーム (略)
2・3 (略)

- (健康福祉局各課の分掌事務等)
第十一条 (略)
健康福祉総務課―疾病対策課 (略)
食品生活衛生課
一―十 (略)
十一 水道に関すること。(企業局の所掌に属するものを除く。)
十二―二十 (略)
薬務課・医療介護政策課 (略)
医療機能強化推進課
高度医療機能及び地域医療体制の確保に關すること。
医療介護基盤課―障害者支援課 (略)
2 健康福祉局に、第五条に規定する課のほか、新型コロナウイルス感染症対策担当課長、ワクチン政策担当課長及び医療機能強化担当課長を置く。
3 (略)
一・二 (略)
三 予防接種に關すること。(ワクチン政策担当課長の所掌に属するものを除く。)

四一七 (略)

(土木建築局各課の分掌事務等)
第十四条 (略)
土木建築総務課―都市計画課 (略)
都市環境整備課

一―九 (略)
十 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)に関すること。

十一―十八 (略)

十九 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)に関すること。(上下水道部の所掌に属するものを除く。)

二十一―二十二 (略)

建築課―営繕課 (略)
2・3 (略)

(分課)
第十七条 会計管理部に会計総務課 審査指導課及び契約・調達管理課を置く。

(分掌事務)
第十八条 (略)

会計総務課 (略)
審査指導課

一―四 (略)

五 支出命令及び合議書の審査に関すること。
と。(契約・調達管理課の所掌に属するものを除く。)

六 (略)

契約・調達管理課 (略)

(名称、目的等)
第十九条 (略)

総務局 総務課	主管局課	名称	目的
		広島県 情報公 開・個 人情報 保護審 査会	一 (略) 二 個人情報保護に関する法律の規定に基づき、広島県個人情報保護に関する法律施行条例第二条第二項に規定する実施機関の諮問に応じ、審査請求に係る事項について審議し、答申すること。

四一七 (略)

4| ワクチン政策担当課長は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の推進及び体制の整備に関する事務を分掌する。
5| 医療機能強化担当課長は、高度医療機能及び地域医療体制の確保に関する事務を分掌する。

(土木建築局各課の分掌事務等)
第十四条 (略)
土木建築総務課―都市計画課 (略)
都市環境整備課

一―九 (略)
十 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)に関すること。

十一―十八 (略)

十九 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)に関すること。(企業局の所掌に属するものを除く。)

二十一―二十二 (略)

建築課―営繕課 (略)
2・3 (略)

(分課)
第十七条 会計管理部に会計総務課、審査指導課及び総務事務課を置く。

(分掌事務)
第十八条 (略)

会計総務課 (略)
審査指導課

一―四 (略)

五 支出命令及び合議書の審査に関すること。
と。(総務事務課の所掌に属するものを除く。)

六 (略)

総務事務課 (略)

(名称、目的等)
第十九条 (略)

総務課 総務課	主管局課	名称	目的
		広島県 情報公 開・個 人情報 保護審 査会	一 (略) 二 広島県個人情報保護条例の規定に基づき、同条例第一条第一項に規定する実施機関の諮問に応じ、審査請求に係る事項について審議し、答申すること。

			広島県 個人情報 保護 審議会	広島県個人情報 の保護に関する法 律施行条例の規定 に基づき、同条例 第二条第二項に規 定する実施機関の 諮問に応じ、同条 例の運用に関する 重要な事項及び行 政手続における特 定の個人を識別す るための番号の利 用等に関する法律 (平成二十五年法 律第二十七号)第 二条第九項に規定 する特定個人情報 ファイルの取扱い に関する重要な事 項に
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	二 (略)
(内部組織) 第九十五条 (略)	建設事務所名 広島県西部建 設事務所	課及び事業所名 建設総務課、建設業課、用地 第一課、用地第二課、管理第 一課、管理第二課、維持第一 課、維持第二課、工務第一課、 工務第二課、建築課、東部連 続立体交差事業課、河川改良 復旧事業課		
(各課及び事業所の分掌事務) 第九十六条 (略) 広島県西部建設事務所 建設総務課―用地第一課及び用地第二課 (略)				

			広島県 個人情報 保護 審議会	広島県個人情報 の保護に関する施 行条例の規定に基 づき、同条例第二 条第二項に規定す る実施機関の諮問 に応じ、同条例の 運用に関する重要 な事項及び行政手 続における特定の 個人を識別するた めの番号の利用等 に関する法律(平 成二十五年法律第 二十七号)第二条 第九項に規定する 特定個人情報ファ イルの取扱いに関 する重要な事項に ついて調査審議し、 答申するほか、必 要に応じ意見を述 べること。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	二 (略)
(内部組織) 第九十五条 (略)	建設事務所名 広島県西部建 設事務所	課及び事業所名 建設総務課、建設業課、用地 第一課、用地第二課、管理第 一課、管理第二課、維持第一 課、維持第二課、工務第一課、 工務第二課、建築課、東部連 続立体交差事業課、三篠川復 旧事業課		
(各課及び事業所の分掌事務) 第九十六条 (略) 広島県西部建設事務所 建設総務課―用地第一課及び用地第二課 (略)				

管理第一課及び管理第二課
一―四 (略)

維持第一課及び維持第二課 (略)
工務第一課及び工務第二課
一―四 (略)

建築課・東部連続立体交差事業課 (略)

河川改良復旧事業課
三篠川災害復旧事業及び多治比川災害復旧事業に関すること。

広島県東部建設事務所
管理課
一―十一 (略)

十二 (略)
用地課・維持第一課及び維持第二課 (略)
工務第一課及び工務第二課
一―四 (略)

港湾課―鞆地区まちづくり推進事業所 (略)

広島県北部建設事務所 (略)

(支所の分掌事務)
第九十九条 (略)
一―五 (略)

六・七 (略)
二・三 (略)

(支所の各課の分掌事務)
第一百一条 (略)

広島県西部建設事務所呉支所―広島県西部建設事務所東広島支所 (略)
広島県東部建設事務所三原支所
建設総務課 (略)

管理第一課及び管理第二課

一―四 (略)

五 流域下水道事業の執行に伴う土地物件の占用等に関すること。

六 流域下水道の管理に関すること。

七 流域下水道台帳の調製、保管及び閲覧に関すること。

維持第一課及び維持第二課 (略)

工務第一課及び工務第二課

一―四 (略)

五 流域下水道工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。

六 流域下水道土木施設の維持補修に関すること。

建築課・東部連続立体交差事業課 (略)

三篠川復旧事業課

三篠川災害復旧事業に関すること。

広島県東部建設事務所
管理課

一―十一 (略)

十二 流域下水道事業の執行に伴う土地物件の占用等に関すること。

十三 流域下水道の管理に関すること。

十四 流域下水道台帳の調製、保管及び閲覧に関すること。

十五 (略)

用地課・維持第一課及び維持第二課 (略)

工務第一課及び工務第二課

一―四 (略)

五 流域下水道工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。

六 流域下水道土木施設の維持補修に関すること。

港湾課―鞆地区まちづくり推進事業所 (略)

広島県北部建設事務所 (略)

(支所の分掌事務)
第九十九条 (略)
一―五 (略)

六 流域下水道事業に関すること。(広島県

北部建設事務所庄原支所を除く。)

七・八 (略)

二・三 (略)

(支所の各課の分掌事務)
第一百一条 (略)

広島県西部建設事務所呉支所―広島県西部建設事務所東広島支所 (略)
広島県東部建設事務所三原支所
建設総務課 (略)

管理課

一―六 (略)

用地課・維持課 (略)
工務第一課及び工務第二課
一―五 (略)

六・七 (略)

広島県北部建設事務所庄原支所 (略)

(所掌事務)
第六六条 (略)

一―八 (略)

九 広島県広島ヘリポートに関する事務のうち管理及び技術的事項に関すること。

(各課の分掌事務)
第八八条 (略)

総務課 (略)

港営課

一 公共用土地物件の取得及び工事の執行に伴う損失補償に関すること。

二―五 (略)

六 臨海部土地造成事業に係る分譲地の管理及び処分に関すること。

工務課

一―三 (略)

四・五 (略)

(総務課の分掌事務)
第七七条 (略)

一 (略)

二 第一百五条第一項各号に掲げる事務のうち、総務局DX推進チーム、経営企画チーム、施策形成支援チーム、広報課、統計課及び研究開発課、地域政策局、環境県民局、健康福祉局、商工労働局、農林水産局並びに土木建築局の所掌事務に係るもの以外のものに関すること。

三 (略)

管理課

一―六 (略)

七 流域下水道事業の執行に伴う土地物件の占用等に関すること。

八 流域下水道の管理に関すること。

九 流域下水道台帳の調製、保管及び閲覧に関すること。

用地課・維持課 (略)

工務第一課及び工務第二課

一―五 (略)

六 流域下水道工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。

七 流域下水道土木施設の維持補修に関すること。

八・九 (略)

広島県北部建設事務所庄原支所 (略)

(所掌事務)
第六六条 (略)

一―八 (略)

(各課の分掌事務)
第八八条 (略)

総務課 (略)

港営課

一―四 (略)

工務課

一―三 (略)

四 公共用土地物件の取得及び工事の執行に伴う損失補償に関すること。

五 臨海部土地造成事業に係る分譲地の管理及び処分に関すること。

六・七 (略)

(総務課の分掌事務)
第七七条 (略)

一 (略)

二 第一百五条第一項各号に掲げる事務のうち、総務局デジタルトランスフォーメーション推進チーム、経営企画チーム、ブランド・コミュニケーション戦略チーム、統計課及び研究開発課、地域政策局、環境県民局、健康福祉局、商工労働局、農林水産局並びに土木建築局の所掌事務に係るもの以外のものに関すること。

三 (略)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。